# 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令 （平成二十八年経済産業省・国土交通省令第一号）

## 第一章　建築物エネルギー消費性能基準

#### 第一条（建築物エネルギー消費性能基準）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項第三号の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

###### 一

非住宅部分（法第十一条第一項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）を有する建築物（複合建築物（非住宅部分及び住宅部分（同項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。）を有する建築物をいう。以下同じ。）を除く。第十条第一号において「非住宅建築物」という。）

###### 二

住宅部分を有する建築物（複合建築物を除く。以下「住宅」という。）

###### 三

複合建築物

##### ２

前項第二号イ（１）（ｉ）及び（ｉｉ）の地域の区分は、国土交通大臣が別に定めるものとする。

#### 第二条（非住宅部分に係る設計一次エネルギー消費量）

前条第一項第一号イの非住宅部分の設計一次エネルギー消費量及び同号ロの一次エネルギー消費量モデル建築物の設計一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値（その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）とする。

##### ２

前項の空気調和設備の設計一次エネルギー消費量、空気調和設備以外の機械換気設備の設計一次エネルギー消費量、照明設備の設計一次エネルギー消費量、給湯設備の設計一次エネルギー消費量、昇降機の設計一次エネルギー消費量、エネルギー利用効率化設備による設計一次エネルギー消費量の削減量及びその他一次エネルギー消費量は、国土交通大臣が定める方法により算出するものとする。

#### 第三条（非住宅部分に係る基準一次エネルギー消費量）

第一条第一項第一号イの非住宅部分の基準一次エネルギー消費量及び同号ロの一次エネルギー消費量モデル建築物の基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値（その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）とする。

##### ２

前項の空気調和設備の基準一次エネルギー消費量、空気調和設備以外の機械換気設備の基準一次エネルギー消費量、照明設備の基準一次エネルギー消費量、給湯設備の基準一次エネルギー消費量、昇降機の基準一次エネルギー消費量及びその他一次エネルギー消費量は、国土交通大臣が定める方法により算出するものとする。

#### 第四条（住宅部分の設計一次エネルギー消費量）

第一条第一項第二号ロ（１）の住宅部分の設計一次エネルギー消費量（住宅部分の単位住戸の数が一である場合に限る。）及び同号ロ（２）の一次エネルギー消費量モデル住宅の設計一次エネルギー消費量（住宅部分の単位住戸の数が一である場合に限る。）並びに第三項各号の単位住戸の設計一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値（その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）とする。

##### ２

前項の暖房設備の設計一次エネルギー消費量、冷房設備の設計一次エネルギー消費量、機械換気設備の設計一次エネルギー消費量、照明設備の設計一次エネルギー消費量、給湯設備の設計一次エネルギー消費量、エネルギー利用効率化設備による設計一次エネルギー消費量の削減量及びその他一次エネルギー消費量は、国土交通大臣が定める方法により算出するものとする。

##### ３

第一条第一項第二号ロ（１）の住宅部分の設計一次エネルギー消費量（住宅部分の単位住戸の数が一である場合を除く。以下この項において同じ。）及び同号ロ（２）の一次エネルギー消費量モデル住宅の設計一次エネルギー消費量は、次の各号のいずれかの数値とする。

###### 一

単位住戸の設計一次エネルギー消費量の合計と共用部分（住宅部分のうち単位住戸以外の部分をいう。以下同じ。）の設計一次エネルギー消費量とを合計した数値

###### 二

単位住戸の設計一次エネルギー消費量を合計した数値

##### ４

第二条第一項及び第二項の規定は、前項第一号の共用部分の設計一次エネルギー消費量について準用する。

#### 第五条（住宅部分の基準一次エネルギー消費量）

第一条第一項第二号ロ（１）の住宅部分の基準一次エネルギー消費量（住宅部分の単位住戸の数が一である場合に限る。）及び同号ロ（２）の一次エネルギー消費量モデル住宅の基準一次エネルギー消費量（住宅部分の単位住戸の数が一である場合に限る。）並びに第三項各号の単位住戸の基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値（その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）とする。

##### ２

前項の暖房設備の基準一次エネルギー消費量、冷房設備の基準一次エネルギー消費量、機械換気設備の基準一次エネルギー消費量、照明設備の基準一次エネルギー消費量、給湯設備の基準一次エネルギー消費量及びその他一次エネルギー消費量は、国土交通大臣が定める方法により算出するものとする。

##### ３

第一条第一項第二号ロ（１）の住宅部分の基準一次エネルギー消費量（住宅部分の単位住戸の数が一である場合を除く。以下この項において同じ。）及び同号ロ（２）の一次エネルギー消費量モデル住宅の基準一次エネルギー消費量は、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

###### 一

住宅部分の設計一次エネルギー消費量を前条第三項第一号の数値とした住宅

###### 二

住宅部分の設計一次エネルギー消費量を前条第三項第二号の数値とした住宅

##### ４

第三条第一項及び第二項の規定は、前項第一号の共用部分の基準一次エネルギー消費量について準用する。

#### 第六条（複合建築物の設計一次エネルギー消費量）

第一条第一項第三号ロ（１）の複合建築物の設計一次エネルギー消費量は、第二条第一項の規定により算出した非住宅部分の設計一次エネルギー消費量と第四条第一項又は第三項の規定により算出した住宅部分の設計一次エネルギー消費量とを合計した数値とする。

#### 第七条（複合建築物の基準一次エネルギー消費量）

第一条第一項第三号ロ（１）の複合建築物の基準一次エネルギー消費量は、第三条第一項の規定により算出した非住宅部分の基準一次エネルギー消費量と第五条第一項又は第三項の規定により算出した住宅部分の基準一次エネルギー消費量とを合計した数値とする。

## 第二章　特定建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅のエネルギー消費性能の一層の向上のために必要な住宅の構造及び設備に関する基準

#### 第八条（特定建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅のエネルギー消費性能の一層の向上のために必要な住宅の構造及び設備に関する基準）

法第二十九条第一項の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に定める基準とする。

###### 一

特定建築主が令和二年度以降に新築する分譲型一戸建て規格住宅が、第一条第一項第二号イ（１）（ｉ）に適合するものであること。

###### 二

特定建築主が各年度に新築する分譲型一戸建て規格住宅に係る第一条第一項第二号ロ（１）の住宅部分の設計一次エネルギー消費量の合計が、当該年度に新築する分譲型一戸建て規格住宅の特定建築主基準一次エネルギー消費量（床面積、設備等の条件により定まる特定建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅に係る基準となる一次エネルギー消費量をいう。次条において同じ。）の合計を超えないこと。

#### 第九条（特定建築主基準一次エネルギー消費量）

特定建築主基準一次エネルギー消費量は、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

###### 一

特定建築主が令和元年度までに新築する分譲型一戸建て規格住宅

###### 二

特定建築主が令和二年度以降に新築する分譲型一戸建て規格住宅

## 第二章の二　特定建設工事業者の新たに建設する請負型規格住宅のエネルギー消費性能の一層の向上のために必要な住宅の構造及び設備に関する基準

#### 第九条の二（特定建設工事業者の新たに建設する請負型規格住宅のエネルギー消費性能の一層の向上のために必要な住宅の構造及び設備に関する基準）

法第三十二条第一項の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に定める基準とする。

###### 一

特定建設工事業者が令和六年度以降に新たに建設する請負型規格住宅が、第一条第一項第二号イ（１）に適合するものであること。

###### 二

特定建設工事業者が各年度に新たに建設する請負型規格住宅に係る第一条第一項第二号ロ（１）の住宅部分の設計一次エネルギー消費量の合計が、当該年度に新たに建設する請負型規格住宅の特定建設工事業者基準一次エネルギー消費量（床面積、設備等の条件により定まる特定建設工事業者の新たに建設する請負型規格住宅に係る基準となる一次エネルギー消費量をいう。次条において同じ。）の合計を超えないこと。

#### 第九条の三（特定建設工事業者基準一次エネルギー消費量）

一戸建て住宅の特定建設工事業者基準一次エネルギー消費量は、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

###### 一

特定建設工事業者が令和六年度以降に新たに建設する請負型規格住宅のうち一戸建ての住宅（次号に掲げるものを除く。）

###### 二

特定建設工事業者が令和六年度以降の年度であって経済産業大臣及び国土交通大臣が定める年度以降に新たに建設する請負型規格住宅のうち一戸建ての住宅

##### ２

特定建設工事業者が令和六年度以降に新たに建設する請負型規格住宅のうち長屋又は共同住宅の特定建設工事業者基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値とする。

##### ３

前項の特定建設工事業者基準一次エネルギー消費量は、次の各号に掲げる長屋又は共同住宅の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

###### 一

住宅部分の設計一次エネルギー消費量を第四条第三項第一号の数値とした長屋又は共同住宅

###### 二

住宅部分の設計一次エネルギー消費量を第四条第三項第二号の数値とした長屋又は共同住宅

##### ４

第三条第一項及び第二項の規定は、前項第一号の共用部分の特定建設工事業者基準一次エネルギー消費量について準用する。

## 第三章　建築物エネルギー消費性能誘導基準

#### 第十条（建築物エネルギー消費性能誘導基準）

法第三十五条第一項第一号の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

###### 一

非住宅建築物

###### 二

住宅

###### 三

複合建築物

#### 第十一条（非住宅部分に係る誘導基準一次エネルギー消費量）

前条第一号ロ（１）の非住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量及び同号ロ（２）の一次エネルギー消費量モデル建築物の誘導基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値（その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）とする。

#### 第十二条（住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量）

第十条第二号ロの住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量（住宅部分の単位住戸の数が一である場合に限る。）及び次項の単位住戸の誘導基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値（その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる。）とする。

##### ２

第十条第二号ロの住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量（住宅部分の単位住戸の数が一である場合を除く。以下この項において同じ。）は、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

###### 一

住宅部分の設計一次エネルギー消費量を第四条第三項第一号の数値とした住宅

###### 二

住宅部分の設計一次エネルギー消費量を第四条第三項第二号の数値とした住宅

##### ３

前条の規定は、前項第一号の共用部分の誘導基準一次エネルギー消費量について準用する。

#### 第十三条（複合建築物の誘導基準一次エネルギー消費量）

第十条第三号ロ（２）の複合建築物の誘導基準一次エネルギー消費量は、第十一条の規定により算出した非住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量と前条第一項又は第二項の規定により算出した住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量とを合計した数値とする。

# 附　則

#### 第一条（施行期日）

この省令は、法の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

#### 第二条（経過措置）

法第十九条第一項の規定による届出に係る住宅又は法第二十七条第一項の規定による評価及び説明に係る住宅であって、地域の気候及び風土に応じた住宅であることにより第一条第一項第二号イに適合させることが困難であるものとして国土交通大臣が定める基準に適合するものについて、同号の規定を適用する場合においては、当分の間、同号イの規定は、適用しない。

#### 第三条

この省令の施行の際現に存する建築物の非住宅部分について、第三条及び第十一条の規定を適用する場合においては、当分の間、第三条第一項中「EST＝（ESAC＋ESV＋ESL＋ESW＋ESEV＋EM）×１０－３」とあるのは「EST＝｛（ESAC＋ESV＋ESL＋ESW＋ESEV）×１.１＋EM｝×１０－３」と、第十一条中「EST＝｛（ESAC＋ESV＋ESL＋ESW＋ESEV）×０.８＋EM｝×１０－３」とあるのは「EST＝（ESAC＋ESV＋ESL＋ESW＋ESEV＋EM）×１０－３」とする。

##### ２

この省令の施行の際現に存する建築物の非住宅部分について、第十条第一号の規定を適用する場合においては、当分の間、同号イの規定は、適用しない。

#### 第四条

この省令の施行の際現に存する建築物の住宅部分について、第一条第一項第二号の規定を適用する場合においては、同号ロ（１）に適合する場合に限り、当分の間、同号イの規定は、適用しない。

##### ２

この省令の施行の際現に存する建築物の住宅部分について、第五条及び第十二条の規定を適用する場合においては、当分の間、第五条第一項中「EST＝（ESH＋ESC＋ESV＋ESL＋ESW＋EM）×１０－３」とあるのは「EST＝｛（ESH＋ESC＋ESV＋ESL＋ESW）×１.１＋EM｝×１０－３」と、同条第四項中「準用する。」とあるのは「準用する。この場合において、同条第一項中「EST＝（ESAC＋ESV＋ESL＋ESW＋ESEV＋EM）×１０－３」とあるのは、「EST＝｛（ESAC＋ESV＋ESL＋ESW＋ESEV）×１.１＋EM｝×１０－３」とする。」と、第十二条第一項中「EST＝｛（ESH＋ESC＋ESV＋ESL＋ESW）×０.９＋EM｝×１０－３」とあるのは「EST＝（ESH＋ESC＋ESV＋ESL＋ESW＋EM）×１０－３」と、同条第三項中「EST＝｛（ESAC＋ESV＋ESL＋ESW＋ESEV）×０.９＋EM｝×１０－３」とあるのは「EST＝（ESAC＋ESV＋ESL＋ESW＋ESEV＋EM）×１０－３」とする。

##### ３

この省令の施行の際現に存する建築物の住宅部分について、第十条第二号の規定を適用する場合においては、当分の間、同号イの規定は、適用しない。

# 附　則（平成二八年一二月二一日経済産業省・国土交通省令第五号）

この省令は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

# 附　則（令和元年一一月七日経済産業省・国土交通省令第三号）

この省令は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十一月十六日）から施行する。

##### ２

この省令の施行の日前にこの省令による改正前の建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下「旧省令」という。）附則第二条の規定により所管行政庁が旧省令第一条第一項第二号イに適合させることが困難であると認めた住宅に対する同号イの適用については、なお従前の例による。

# 附　則（令和二年九月四日経済産業省・国土交通省令第二号）

この省令は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年四月一日）から施行する。